

鎌ヶ谷市自治会連合協議会理事報酬規程

鎌ヶ谷市自治会連合協議会規約第15条に基づき、理事の報酬を次のように定める。

金額 月11,000円

但し、年2回、10月と3月に支給するものとする。

附 則

この規程は、平成19年5月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年度総会議決後から施行し、改正後の鎌ヶ谷市自治会連合協議会理事報酬規程は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年度総会議決後から施行し、改正後の鎌ヶ谷市自治会連合協議会理事報酬規程は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年5月27日から施行する。